

企業統治の新たな展開

張 紅



はじめに

中国においてはこの二〇年間、企業統治の在り方を巡って多くの議論がなされ、関連法規の基盤作りも着々と進められてきた。現在はいわば法整備の集大成の段階を迎えているが、同時にその運用面について国内外から注目されている。中国で企業統治への関心が高まった背景には、第一に、一九九三年一月に政府によって社会主義市場経済を目指した国有企業の株式会社化が提唱され、国有企業を中心とする企業の改革が推進されてきたこと、そして企業制度の確立・整備のための基盤として企業統治が注目されるようになったことがある。第二に、上場企業において、

企業資産の不正流用、粉飾決算、虚偽情報の開示、相場操縦、インサイダー取引などの不祥事が多発し、そのことが証券市場の崩壊を招く恐れが出てきた。そこで上場企業の健全化とともに証券市場の育成・発展と投資家の保護を図るために、経営の監視体制の整備、企業情報の開示ルール作りが強く求められるようになった。第三に、二〇〇一年一月に中国の世界貿易機関（WTO）加盟により、中国企業が国内外において外国の多国籍企業と競争するためにも、企業統治の改革によって自らの国際競争力を強化する必要に迫られてきた。こうした中で、アメリカや日本など諸外国での企業統治の議論から多くの触発を受けて、企業の不正を防ぐための企業統治システムをよりよく構築すべきことが強く主張されるようになったのである。

以下においては、企業統治の法規制が大幅に改正された後の状況について、とくに運用面での新たな展開を検証する。まず、企業統治に関する法規制とこれに関する司法解釈、次に新会社法における企業統治の新たな展開について述べ、最後に企業統治の限界に関する問題点と今後の課題に触れる。

一 企業統治の法規制と司法解釈

中国における企業統治に関する法規制の中で最も重要なものは、「会社法」、「上場会社の企業統治の原則」であり、その他の関連法規としては「上場会社の株主総会に関する規範意見」、「上場会社における独立取締役制度の確立に関する指導意見」などがある。また、最高裁判所（最高人民法院）による「会社法適用に関する司法解釈（一）（二）（三）」も含まれる。ここでは「新会社法」、「上場会社の企業統治の原則」および「司法解釈（三）」について述べる。

（一）新会社法

中国新会社法は、一九九三年一月二十九日に施行され、以来三回の改正が行われている。最初の改正は、一九九九年一月二十五日の全国人民代表大会常務委員会による旧法第六七条および同第二二九条の改正である。第二回の改正

は、二〇〇四年八月二十八日の同委員会による旧法第一三一条第二項⁴の削除である。続いて二〇〇六年一月の第三回の改正で企業統治の強化などについて大幅改正⁵がなされ、①支配株主の権利濫用の抑制、②株主権の強化、③実質支配者の行為規範、④取締役会・取締役・執行役（経理）・上級管理職の義務、⑤監査役会・監査役の機能強化、⑥会社役員⁶の義務と責任、⑦上場会社の独立取締役の設置などについて規定が充実された。

新会社法において会社の管理機構は株主総会、取締役会、監査役会に分化される。これは三機関鼎立の思想による相互牽制的な機関構造⁶である。それらの中ではとくに株主総会を中核機関として重視する考え方がとられており、この点で日本法における株主総会を立法機関、取締役会を行政機関、監査役を司法機関としている三機関の独立分立の思想とはやや趣を異にする。それぞれの機関の機能は以下のとおりである。

（1）株主総会中心主義

機関権限の分配の点で、現在の日本を含む英米の会社法の場合は株主総会の権限が次第に弱まり取締役会の権限が強化されてきた。これに対して中国新会社法では、株主総会をいわゆる権力機関として中心的地位に置き、これに重要な権限を集中させてその名と実をもとに与えている。株主総会は会社の基本的事項についての最高意思決定機関と

して必ず設置されなければならない。日本法にみられる増資の場合の取締役会への授權資本制度は採用しておらず、その権限内容は日本の会社法に比べてはるかに広い。

株主総会は、①利益配当議案の承認、資本の増加・減少、会社の合併・分割・解散および定款変更等について決議する、②取締役、監査役の選任・解任およびその報酬を決定する、③会社の経営方針や投資計画の決定などの業務執行に関わる事項のほか、登記資本の増加・減少、財務予算案の承認、新株発行・社債発行などの財務に関する事項についても広範な権限を持っている（第三八条一項）。

中国において株主総会は最高意思決定機関であるとともに、経営活動の監督・監視機能についても中核的役割を果たす。株主総会では経営情報が開示され、株主と取締役などの経営陣との意見交換が行われる。

なお、中国の株式会社の特徴の一つに株主総会の決議に対して重大な影響を与える株主等の存在があげられる。会社法は、株主のほか支配株主または実質支配者がその地位を利用して会社利益を侵害する行為を固く禁止している（第二〇条三項、第二一条）。

(2) 業務決定機関と業務執行機関の二分化
会社業務の決定と執行は取締役会（業務決定機関）と執行役（業務執行機関）とで分担される。取締役会は少なくとも年二回開催することが義務づけられている（第一一一

条一項）。取締役会は、株主総会の方針に従って会社の業務執行方針を決定し（第四七条、第一〇九条）、執行役がその執行に当たる。執行役は取締役会の授權の範囲内で業務を執行し、取締役会に対して責任を負う。執行役の任命および解任の決定は取締役会の権限である（第五〇条、第一一四条）。すなわち執行役は取締役会の下部に位置する業務執行機関である。このような組織形態は、日本やアメリカの制度に近いものと考えられる。

会社の代表権者である代表取締役（法定代表者）には、取締役会長が就任するのが通例であるが、執行取締役または執行役の中から選ぶことができる。いずれも定款で定められ、登記することが義務づけられる（第一三二条）。代表取締役は会社を代表するほか、株主総会および取締役会を自ら招集し主宰する（第一一〇条二項）。代表取締役は株券の署名権限も有する（第一二九条二項）。

(3) 株主・従業員代表による監査役会の構成
株式会社には会社財務の検査や取締役等の監督等に当たるために監査役会が設置され、その構成員は三名を下回ってはならないことになっている（第一一八条一項）。監査役会は株主代表と定款で定める適正比率の従業員代表とで構成されなければならない（同条二項）。これは、株式会社の利害関係を見れば、株主の利益ばかりでなく従業員の利益をも考慮に入れる必要があると考えられたからであ

る。その意味ではドイツにおける監査役会への従業員の経営参加制度と類似している。ただドイツでは、従業員代表は必ずしも企業内部からの者に限っておらず、中国におけるような企業内部からの従業員代表参加制度とは異なる。

(二) 上場会社の企業統治の原則

(1) 企業統治原則の制定

中国における株式会社制度の導入と証券市場の発展に伴い、関連する法制も逐次整備されてきている。ただ近年、経営者による公金横領などスキャンダルが多発しているが、これは会社の長期にわたる業績不振に起因していると考えられる。そこで、とくに上場会社に対する施策として、現代的企業制度の構築・完備を推し進めて会社の運営を規範化するとともに、証券市場の健全な発展を図ることを目的として、二〇〇二年一月、証監会と国家経済貿易委員会は連名で「上場会社の企業統治の原則」（「原則」）を公表した。以下にその要点をまとめる。

(2) 企業統治原則の内容

「原則」は、中国国内にある株式会社のものでなく、上場会社だけを適用対象にしている。これは主にアメリカの取締役会における専門委員会制度などのほか、諸外国における企業統治の実践の中で一般に認められているスタンダードなものを参考にしながらも、内容には中国の特色が

加味されている。

「原則」は、上場会社における少数派株主の平等な地位の確保（原則第二条）、株主による損害賠償請求権（原則第四条）、関連者間の取引規制（原則第一二条〜第一四条）、累積投票制度の導入（原則第三十一条）、支配株主と会社との関係の規制（原則第一五条〜第二七条）等について、その具体的あり方を定めている。

① 株主の地位と株主総会

「原則」はまず、企業の所有者は株主であることを明確に位置づけている（原則第一条）。株主の意思表示と意思決定の場である株主総会については、招集手続や議決手続を定款で規定する必要性を説いている（原則第五条）。株主の株主総会への参加については、従来から存在する代理人への委任を通じた議決権行使も適法なものである限り可能としているほか（原則第九条）、インターネットなどの最新情報技術の利用も認めている（原則第八条）。

株主総会と取締役会との関係については決議事項や提案に関する手続きの細目を定めている。

② 支配株主と会社の関係

中国では株式会社は国有企業から改組されたという経緯があるため、国が国有持株会社などの支配会社を通じる形でほとんどの株式会社の支配株主となっている。このため、支配株主と株式会社との関係はとくに重要である。

会社法では支配株主と株式会社の関係について原則的な規定しか置いていないが、「原則一」では幾つかの具体的指針を定めている。例えば、支配株主を通じて株式会社に入組される国有企業については、まず株式制度をきちんと導入すること、改組後の株式会社は国有企業に付随する非経営的な部門や福利厚生のな部門を切り離すことなどである。会社の上場の際には一定の審査条件を満たさなければ上場はできない（原則第一六条）。

このほか「原則」は、支配株主は会社およびその他の株主に対する誠実信用の義務を負う旨を定めている（原則第一九条）。支配株主と会社の経営陣などとの関係については、法に基づき行われる株主総会や取締役会による重要な意思決定や生産経営活動に支配株主が介入し、会社やその他の株主の権利と利益を侵害してはならないとしている（原則第二一条）。

また、上場会社の支配株主からの独立性も強調している。これには支配株主と上場会社の間で取締役や上級管理職の兼任を制限する人的独立（原則第二三条）、会社資産の帰属関係を明確にする資産の独立、財務会計制度の独立（原則第二五条）、支配株主が上場会社と類似の業をしてはならないとする競業避止義務（原則第二七条）などが含まれる。

③ 取締役と取締役会

「原則」は、取締役選任の公開性、公平性、公正性および独立性の保障を規定している（原則第二八条）。また、取締役選任の過程において少数派株主の意思が十分に反映されるように、支配株主の持株比率が三割以上の上場会社においては会社法と同様累積投票制度を採用することを定めている（原則第三一条）。会社法では採用は会社の任意とされるが（会社法一〇六条）、原則では累積投票制度の採用を積極的に推奨している。

取締役の義務に関しては、会社および株主全体の最善の利益のためにその職責を履行する義務（原則第三三条）、取締役会への出席義務（原則第三五条）、関連法律や定款の遵守義務、公約に対する責任義務などを規定している（原則第三六条）。加えて取締役は関係する研修に積極的に参加し、取締役として当然もつべき知識を身につけることも義務づけられる（原則第三七条）。なお、取締役が取締役会の決議を通じて会社に損害を与えた場合の免責条件についても規定されている（原則第三八条、第三九条）。

取締役会に関しては、合理的で、迅速かつ慎重な決定を行いうることを保証するために、専門性のある構造をもち、構成員はその職責に適う知識・技能・素質を備えるべきものとされる。さらに上場会社の企業統治の構造に関しては、取締役会が法令・定款の規定に従って権限を行使で

きることを保証する必要がある。これに関連して取締役会の議事進行規則については、取締役会の上記機能を促進し、責任の所在を明確にするための手続を具体的に定めている（原則第四四条～第四八条）。

また取締役会は、株主総会の関連決議に基づいて、経営戦略、監査、指名、報酬および業績点検などの専門委員会を設けることができる旨も定めている（原則第五二条）。

④ 監査役と監査役会

会社法は取締役の業務執行を監視・監督する機関として、取締役会と並立して監査役会の制度を設けている。しかし、これまで実際の監査役会はうまく機能しておらず、様々な批判に晒されていた。そこで「原則」は、監査役会による監査の実効性をあげるために、監査役会の権限の強化を図るとともに、監査役としての知識や資質を有する者を選任する旨を定めた。

監査役会の具体的構成については、取締役や執行役、その他の高級管理者および会社の財務から独立し、かつ有効に監査をすることができる人員で構成する必要があることを強調している。そして監査役には法律や会計など専門的な知識または実務経験を有することを要求している。上場会社においては、定款できちんとした監査役会の議事進行規則を設け、特段の事情がない限り、監査役会会議は必ず所定の手続に従って定期的に開催されなければならない、議

事等を記録し保管しなければならないとしている（原則第六二条）。

⑤ 業績点検とインセンティブ・コントロールのメカニズム
「原則」は、取締役や執行役、社外取締役、監査役などの業績点検について明確に定める必要があると規定している。すなわち、取締役や執行役の業績点検は、取締役会またはその下部組織である報酬・業績点検委員会が具体的にを行う（原則第七〇条）。社外取締役や監査役に対する業績点検は、自己点検と相互点検を結合する方法によって行われるとしている。そして、取締役の報酬額については対象となる取締役を退席させた取締役会で試案を作成し、最終的に株主総会で決めることとされている。さらに、取締役会および監査役会は、株主総会に対して取締役と監査役の業績点検結果や報酬状況を報告し公開する必要がある（原則第七二条）。

また「原則」は、会社法が定める執行役制度を強固なものとするため、執行役は関連法律や定款に従って任用しなければならず、いかなる組織や個人も執行役の任用を妨げてはならないとしている。そして、上場会社においては可能な会社経営者を執行役として登用できるように、可能な限り公募や仲介機関を通して選ぶことを要求している。執行役の解任についても厳格な手続きを定めている（原則第七六条）。

さらに上場会社には、優秀な人材を引きつけるインセンティブ・メカニズムの構築の必要性が求められる。執行役の業績点検の結果は、執行役の報酬に対するインセンティブを確保するための根拠とされる。上場会社は執行役の職責を定款で明確にする必要がある。執行役が定款等に違反して会社に損害を与えた場合は、取締役会はその責任を追及する必要がある（原則第八〇条）。

⑥ 関連関係取引の規制

〔原則〕は、会社の関連者である支配株主や取締役、監査役、執行役などの役員について、同業企業との取引において会社の利益が侵害されないようにするための防止措置を要求している。会社が支配株主や役員など関連者と取引を行う際は書面で契約を締結する必要がある、契約に関する履行状況などを開示する必要がある。また、会社は関連者との取引について関連者のために担保を提供してはならないとしている。

⑦ ステークホルダーの重視

〔原則〕は、会社および株主全体の最善の利益を強調する一方、会社と利害関係のあるステークホルダーについてその合法的な権利を尊重すべきであるとし、ステークホルダーと積極的に協力することで会社の持続的かつ健全な発展を推し進めるべきであると定めている。また、上場会社の経営や財務状態および従業員の利益に係わる重要な意思

決定については、従業員が取締役会、監査役会、執行役と直接的に意思疎通を図ることにより従業員の意見が経営決定に反映されるようにすることを奨励している。そのほか、会社を持続的に発展させ、株主の最善の利益を図ると同時に、会社の所在する地域コミュニティの福祉、環境保護、公益事業などの問題にも関心を払うことで、会社の社会的責任を果たすべきことを奨励している（原則第八六条）。

⑧ 情報開示と透明性

〔原則〕は、継続的な情報開示は上場会社の果たすべき重要な責任であるとしている。全ての株主が平等に情報を得られる機会を保証するために、利便性の高いインターネットを通じて迅速かつ適切に情報開示がなされるべきことを要求している（原則第八九条）。その情報には、(1)取締役会・監査役会の構成と構成員の情報、(2)取締役会・監査役会の業務執行状況とその評価、(3)取締役の業務執行状況とその評価、(4)各専門委員会の構成と業務執行状況、(5)企業統治の実際と「原則」との比較状況、(6)企業統治を改善するための具体的な計画と措置などが含まれる。このほか、(7)株主の権利と利益に関係するものとして、主要株主の状況、会社の株式数の変動、会社の支配権の変動などの情報開示が含まれる。

(3) 問題点の指摘

上記のように、中国証監会と国家経済貿易委員会が連名で「企業統治の原則」を制定した理由は、会社法が強制していない制度（例えば累積投票制度など）を上場会社に強制的に導入させるところにある。ここで危惧されるのは、証監会が行政法規のような形でこれらを規定し、その実施を強制することによって、会社法の権威を傷つける結果にならないかということである。会社法より「原則」がこれを先取りして、その実施を強制させることの是非の問題を指摘しておきたい。

(三) 司法解釈

企業統治に関する新しい法規制の分野については、会社法では原則のみが規定され、具体的には未確定の部分も数多く残っている。会社法施行後の実務において裁判所が受理した会社法関連の訴訟の中には、そのような未確定分野を取り扱ったケースも少なくない。そこで最高裁判所は、会社法上の立法趣旨を正確に理解し、裁判の判断基準を統一するために、該当案件に関する司法解釈を不定期に公布している。最新の司法解釈として最高裁判所は、二〇一一年一月、「会社法適用に関する司法解釈(三二)―全二九条を公布し、同年二月施行した。これは当時、株式会社の最低資本金の引下げと払込時期が改正緩和され、多様な投資方

法による会社の設立が容易になったこと、一方実際の運用面においては、出資金の払込不足や現物出資対象の評価額不足に対する差額補填および会社設立後の出資払戻などの問題が存在したことから、裁判所はそれぞれの規制に留意して事案の処理に当たらなければならない状況にあった。^④そこで最高裁判所は、新会社法の基本精神および「原則」に基づいて、その運用面における判断基準を統一するため、各学者の学説を統合し、以下の諸点につき会社法適用に関する司法解釈を制定、公表した。

第一、会社の設立前において生じる債務者の責任主体問題

第二、持分について現物出資する場合の判断基準および救済方式

第三、非私有財産による出資効力の判断問題

第四、出資義務の不履行および出資金払込不足問題

第五、株主権利などに係わる訴訟問題

第六、社員有限責任の逃避問題と会社債権者利益の損害問題

最高裁判所による司法解釈は、実定法の有権的公式解釈として各級裁判所を事実上拘束している実態がある。司法解釈は単なる解釈ではなく、事実上、相当程度まで立法的役割を果たしている。新会社法の運用につき更なる適応性の向上を図るためにも、司法解釈の役割は無視できない存

在としてその動向を見守っていく必要がある。

二 企業統治の新たな展開

(一) 支配株主等の権力

(1) 支配株主等の権力濫用問題

会社法によれば、支配株主とは、「その出資額が有限責任会社の資本総額の五〇%以上を占める株主、またはその保有する株式が株式会社株式資本総額の五〇%以上を占める株主、ならびに出資額または保有株式の比率が五〇%未満であるが、その出資額または保有株式により有する議決権が社員総会または株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主」を指す(第二二七条二号)。株主ではないが、「投資関係、協議、またはその他の手配によって会社の行為を実質的に支配できる者」を実質的支配者と定義している(同条三号)。

これまで中国では支配株主等による会社資金の不正流用などの権力濫用事件が多発してきた。多くの支配株主がその地位を利用して、会社や少数派株主の利益を犠牲にして自分自身の利益を図る行動をとる例が見られた。会社が支配株主等の債務を保証するなどして回収不能に陥り、損害を蒙ったケースが多々あった。支配株主としての権限を濫

用し、従属会社の独立的地位を無視して従属会社の財産の横領や移転をした例、中小投資者の利益や投資家の資本参加への積極的意欲を阻害した例など、支配株主等の地位利用による会社支配の問題は、中国の会社の実態は深刻化している。

支配株主による支配の態様には直接的支配と間接的支配がある。前者においては、支配株主がその株主権を通じて株主総会の決議を支配あるいは直接的に会社の機関に対して指図することにより、会社の意思決定を支配するものである。後者においては、支配株主が会社の人事制度に介入し、取締役会に取締役を派遣したり、取締役候補者を推薦したりするなどの方法を通じて、トップ経営者をコントロールすることにより会社の経営活動に対して影響を与えるものである。『二〇〇二年上場会社中間報告』(「上市公司中期報告」)によると一七三社の上場会社のうち、四一社の支配株主が上場会社の資金を流用した。五三社の利益相反取引が存在していた。四二社が上場会社の資金流用と利益相反取引の両方の問題が存在していた。

(2) 支配株主等の権力濫用の抑制

支配株主等の権力濫用を防止するために、会社法は以下のような一連の禁止規定を設け、違反者に対する責任追及措置を定めている。

① 会社が株主または実質的支配者のために担保を提供す

る場合は、株主会または株主総会の決議を経なければならぬ(第一六条二項)。担保提供を受ける株主または実質的支配者の支配を受ける株主は、株主総会その議決に参加することが禁じられ、議決は会議に出席するその他の株主の保有する議決権の過半数によって採択される(第一六条三項)。これによつて株主総会決議の公正性が保証され、議決に関わる株主とくに大株主が資本多数決を利用して会社その他の株主の利益を損なうことを回避できると期待される。

②株主は、一般に株主権の濫用が禁止され、権利濫用により会社や他の株主に損害を与えた場合、あるいは債務逃れ等により会社債権者の利益を著しく損なつた場合は、その損害につき賠償責任を負う(第二〇条三項)。

③支配株主等および役員・上級管理者は、その地位を利用して会社利益を損なう行為が禁止され、これに違反して会社に損害をもたらした場合は賠償責任を負う(第二一条)。

支配株主等を巡る問題は、中国の企業統治における顕著な特徴であり、良好な企業統治を構築するためには、解決しなければならぬ難しい課題である。その解決のためには、支配株主等の義務の明確化や有効な責任追及制度の構築が今後の重要な検討課題である。

(3) 少数派株主の保護強化

近年、中国においては少数株主の締め出し、圧搾という現象が多く見られる。これは支配株主がその支配力を利用して、少数株主にその持分を強制的に売却させ、会社から完全に排除してしまうか、あるいはその他の手段を用いて少数株主の持分をより減少させる行為のことをいう。例えば、支配株主が株価を操縦して、少数株主にその持分を安価で売却させる例がある。また、正当な理由もなく悪意で新株発行などの手段を用いて会社の資本金を増加させ、株主割当に応じる資金的能力がない少数株主はその持分割合を一層低下させられた例がある。さらに、支配株主が少数株主である会社の上級管理職を罷免したり、少数株主の上級管理職への選任を妨害したりした例がある。そこで会社法は、次のような少数株主保護の措置を採っている。

①株主に、定款、株主総会・取締役会・監査役会の議事録・決議録および財務会計報告書の閲覧権を認め、会社経営についての提案権・質問権を認めた(第九八条)。

②単独または複数で連続一八〇日以上にわたり一%以上の株式を保有する株主に対して、株主代表訴訟の提起権を認めた(第一五二条)。これは取締役または上級管理職が、会社職務の執行に際して、法律、行政法規または会社定款の定めを反し、会社に損害を与えた場

合において、会社がその賠償責任を追及しないとき（第二五〇条）または緊急性があるときに認められる少数株主権である。

株主代表訴訟による会社役員に対する責任追及はかなり強力な措置となる可能性を秘めている。ただ、これが単独株主権ではないため原告適格に広がり期待できないこと、株主による権利濫用的な訴訟提起に対する措置など手続き面に不確かが残るなど、その実効性には更なる検討が必要であろう。

③ 累積投票制度を新たに導入した。株主総会が取締役および監査役を選任する場合、会社定款の規定または株主総会の決議に基づき、累積投票制を実施することができる（第一〇六条一項）。累積投票では、株主総会において取締役を選任する際に選任されるはずの取締役数と同じ数の議決権を一株に付与し、株主が当該議決権を集中して行使することができる（第一〇六条二項）。これは、少数派株主の利益の代弁者を取締役会に送り込む措置として導入されたものである。

本来は、累積投票制度は中小会社に最も適用される制度であるが有限会社には適用されない。また株式会社にあつてもその採用は会社の任意とされ、定款や株主総会の決議に委ねられているので、その実効性に疑問もある。企業統治「原則」によれば、支配株主の持分比率が三〇%以上で

ある上場会社について累積投票制度を必ず導入することと規定しており（原則第三二条）、支配株主としての国の持株比率がほとんど三〇%以上である中国の上場会社においてこの制度は適用される。なお、会社法、「原則」いづれにおいても取締役の選任についてのみ累積投票制度を定めているが、取締役の解任については適用がなく、立法上バランスを欠くようにも思われる。

（二） 取締役会の整備と監査役会の機能強化

（1） 取締役会の整備

会社法は、取締役会制度についても改善している。取締役会は少なくとも年二回開催されることになっている（第一一一条一項）。取締役会を招集し主宰するのは取締役会会長（董事長）の権限である。取締役会会長がそれらの権限を行使せず、しかも副取締役会会長をも指定しない場合は、取締役会が開かれず、その結果会社の正常な運営がなされないことになる。そのような取締役会会長の怠慢（権限濫用）を防止し、取締役会が意思決定の会議体としての機能するようにするため、以下のような手当てが行われた。

① 取締役会には、取締役の過半数の決議により、取締役会長一名を置かなければならず、副会長を置くことができる（第一〇一条一項）。副会長は会長の職務を補

佐し、会長が職務を履行できない場合または履行しない場合にその職務を代行する。副会長が職務を履行できない場合または履行しない場合は、半数以上の取締役によって共同で推薦された取締役がその職務を履行する（第一一〇条二項後段）。

② 一〇分の一以上の議決権を有する株主、三分の一以上の取締役または監査役会は、臨時取締役会の開催を提案することができる（第一一一條二項）。

③ 取締役会長は、提案を受けてから一〇日以内に取締役会を招集し、主宰しなければならぬ（第一一一條二項後段）。

(2) 監査役会の機能強化

これまで監査役会や監査役の機能がほとんど發揮されてこなかった。この現状に対し会社法では監査役制度の機能を強化し、株式会社の監査役制度については以下のような規定の整備を行った。

① 監査役会は、六か月ごとに少なくとも一回、監査役会主席によって招集され主宰される（第一一八條三項、第一二〇條一項）。監査役会主席が監査役会を招集しないときは、半数以上の監査役が共同で推薦する一名の監査役が監査役会を招集し、主宰する（第一一八條三項）。監査役は臨時監査役会を随時招集できる（第一二〇條一項）。

② 監査役会は、会社の財務についての検査を行うほか、取締役・上級管理職の職務執行の監督、法令違反等における罷免意見の提出、会社の利益に損害を与える場合の是正要求をする権限を有する（第一一九條一項、第五四條一〜三号）。

③ 監査役会は、臨時株主総会の招集を提案できる（第一一九條一項、第五四條四号）。取締役会が株主総会を招集しないときは、監査役会はすみやかにこれを招集し、主宰しなければならぬ（第一〇二條二項）。

④ 監査役会は、株主総会に対して意見を提出できる（第一一九條一項、第五四條五号）。

⑤ 監査役会は、取締役、監査役または上級管理職による職務執行時の法令違反等に基づく会社損害につき、会社のために損害賠償の訴えを提起することができる（第一一九條一項、第五四條六号）。

⑥ 監査役は取締役会に出席してその決議事項について質問し、または意見を提出することができる（第一一九條一項、第五五條一項）。

⑦ 監査役会は、会社の経営状況に異常を見つけた場合には、調査をすることができる（第一一九條一項、第五五條二項）。

⑧ 監査役の権限行使に必要な費用を会社が負担することが義務づけられた（第一一九條二項）。

⑨そのほか累積投票による監査役の選任(第一〇六条)、会社によるまたは子会社を通じた監査役等に対する金銭の貸付の禁止(第一一六条)、監査役報酬の株主に對する定期的開示(第一一七条)に関する規定が新しく盛り込まれている。

(三) 役員との義務と責任の強化

(1) 役員との範囲

取締役、監査役および上級管理職は会社の経営に参画する役員であり、会社法はこれにつき一定の欠格事由を定めている(第一四七条)。新会社法は役員との義務と責任追及のメカニズムを強化するため、役員に関する規定を整備した。

①上級管理職の範囲を明確にした。上級管理職とは、会社の執行役(総経理)、副執行役(副総経理)、財務責任者、上場会社の取締役会の秘書または定款に定めるその他の者をいう(第二一七条)。

②執行役は取締役会で任命され、対内的な日常の経営管理について取締役会に對し責任を負い、定款の定めにより対外的に会社を代表する場合もある。

③副総経理、財務責任者の任免提案を執行役が行う(第一一四条、第五〇条一項六号)。

(2) 役員との義務

会社役員との義務は、大まかに一般義務と個別義務とに分類することができる。一般義務については従来の学説が指摘するところは、会社法はこれまで役員との忠実義務に關してのみ規定し、注意義務については触れていないとするものであった。新会社法は役員との義務に關して「取締役、監査役および上級管理職は、法律、行政法規および定款を遵守し、会社に對して忠実義務および注意義務を負う」と明確に定め(第一四八条一項)、関連条文を会社法第六章に纏めて規定する形を採ったことが注目される。ただこの規定の前提となる役員との会社に對する法的關係については明文がない。株式会社との役員との個別義務については、新たに次のような規定が盛り込まれている。

①会議への出席義務。株主総会が取締役、監査役または上級管理者に總會への出席を求めた場合、これら会社役員は出席し、株主との質問を受けたなければならない(第一五一条一項)。

②取締役および上級管理者は、事実上即して監査役会に對して関連状況・資料を提供しなければならず、監査役会または監査役の職務執行を妨害してはならない(第一五一条二項)。

③取締役、監査役が任期満了時にすみやかに改選されない場合、または在任期間中の辞任により取締役会・監

査役会の構成員が法定人数を下回った場合には、改選により選ばれる取締役・監査役が就任するまでは、元取締役・元監査役はなお法律、行政法規および定款の定めに従い、その職務を継続的に履行しなければならぬ（第一〇九条三項、第四六条二項）。

④取締役および上級管理者は、次の行為が禁止される（二四九条）。(1)会社の資金を流用すること、(2)会社の資金を自己または他人名義で口座を開設し、預金すること、(3)定款に反し、株主総会または取締役会の同意を得ずに、会社の資産を他人に貸付け、または会社の財産を他人のために担保として提供すること、(4)定款に反し、または株主総会の同意を得ずに、自社と契約を締結しまたは取引を行うこと、(5)株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して、自己または他人のために会社の商機を奪い、在任中の会社と同種の業務を自営しまたは他人のために経営すること、(6)他人と会社との取引のコミッションを受取り、自己のものとする事、(7)会社の機密を無断で開示すること、(8)会社に対する忠実義務に反するその他の行為をすること（第一四九条一項一号）。取締役および上級管理職がこれらの規定に違反して取得した収入は会社の所有に帰属される（同条二項）。

⑤役員報酬の定期的開示。会社は、取締役、監査役、上

級管理職の報酬の透明度を高めるために、株主に対して定期的なその報酬を開示しなければならない（第一一七条）。

⑥役員に対する貸付の禁止。会社は、取締役、監査役、上級管理職に対して直接または子会社を通じて、金銭の貸付をしてはならない（第一一六条）。現実には、取締役等の役員が会社または子会社から貸付を受けたことよって、会社の財産を自らの所有にし、会社、債権者と株主の利益を著しく損なった事件が多く発生している。これに違反した場合、株主と債権者はその無効を主張することができる。会社はそれによつて損害を被れば、貸付提供に責任を負うべき取締役、監査役、上級管理職また貸付を受けた取締役など役員に損害賠償責任を追及できる。

(3) 役員賠償責任

取締役、監査役または上級管理職が会社の職務の執行に当たつて、法律、行政法規または会社定款の定め違反し、会社に損害を与えた場合、その取締役等は賠償責任を負う（第一五〇条）。取締役または上級管理職がこの規定により会社に損害を与えた場合は、単独または複数で連続一八〇日以上にわたり一%以上の株式を保有する少数株主は、監査役に、人民法院に対する損害賠償請求の訴訟の提起を求めることができる（第一五二条一項）。会社がこの

責任追及をしないときは、株主代表訴訟によって担保されることになる（同条二項）。

三 企業統治の限界問題と今後の課題

企業統治の本質は、企業経営の実質的役員の権限を制御することにあるが、中国における企業統治の現状については今後その限界問題を検証し、更なる整備のための検討を行う必要がある。

(一) 第三者に損害を与えた役員の責任問題

会社役員が第三者に損害を与えた場合の責任については、会社法上明確な規定はない。これにつき明確な規定を導入すべきかどうか検証しなければならない。中国においては民法通則で法人の不法行為責任を明文化し、法人実在説を採っていることもあり、学説上・裁判実務上ともに、会社が仮に不法行為によって第三者に損害を与えても取締役等は直接に損害賠償責任を負うことはないと言われている。被害者たる債権者を救済し、かつ取締役等の業務執行を慎重ならしめるためには、会社役員が第三者に損害を与えた場合の責任規定を導入すべきである。ただし、この場合、会社との連帯責任を負うことを定めるべきである。この点に関しては、日本法上で法定責任者として取締役の第

三者に対する責任を規定している条文を、中国会社法にも導入すべきだと思う。同じく、日本法にある監査役による取締役の責任追及に関する条文も、中国会社法の中に明定すべきである。

(二) 独立取締役の民事責任問題

中国証券監督管理委員会は、二〇〇一年八月、「上場会社における独立取締役の設置に関する指導意見」を公布した。これにより現在上場会社のほとんどは、三分の一以上の独立取締役を選任している。独立取締役の権限としては、取締役会の議題のうち関連関係取引等に関する重要事項について、それを審査、署名し、半数以上の独立取締役の同意を得た後、これに関する議題を取締役に提出することになっている。しかしながら、通常選任されている独立取締役は必ずしも独立性を持っているわけでもない。実際の統計を見ても独立取締役に選任された者のうち大学教授、学者など会社経営に詳しくない者によって多数が占められている現状がある。現状のままでは独立取締役制度が有効に機能するかどうか疑問もある。

(三) 支配株主の信託義務法定化問題

支配株主がその支配的地位を利用し、会社や少数株主の利益を犠牲にして、自分自身の利益を図る行動をとる現象

が絶えない。こうした支配株主の行動パターンを禁止し、権力濫用を防止するため、支配株主における信認義務を明示的に定めなければならないと思われる。

信認義務は、一般的に注意義務と忠実義務を含むと解されている。注意義務は、取締役に対し受託財産に対して善良な管理者としての義務を負わせることを意味する（積極的な義務）。これに対して忠実義務は、取締役に対し会社および他の利害関係者の犠牲において個人的な利益を図つてはならないことを求めるものであり、いわば道徳的な義務が法律化されたものと考えられる（消極的な義務）。

ただ支配株主は会社の受託者たる取締役とは異なるところが多く存在し、たとえ支配株主に信認義務を負わせるとしても、支配株主の信認義務と取締役の信認義務とは異なるのではないのか、取締役の義務に関する規定が完全に支配株主に適用されるのか否かなどの問題については、今後さらなる検討が必要である。

おわりに

中国において企業統治が論じられるとき、機関権限の分配については、株主総会中心主義と取締役会中心主義に分かれる。前者にあつては、会社の所有者は株主であるとし、株主総会は会社の最高意思決定機関であると考ええる。

ここでは株主総会を株主と会社とのコミュニケーションの場とみなし、その機能の充実を図ろうとする^①。これに対し後者は、株主総会の権限が漸次縮小され、取締役会の権限が強化されてきた欧米の在り方に接近すべきであるとするものである。というのは、現段階でこそ国が大株主として企業をコントロールしているが、いずれ将来は民営化へ移行し、経営はプロの経営陣に任せるのが今後の傾向になるのではないかと考えるからである^②。

私の立場からすれば、株主が会社の主権者、所有者であることから、もつと株主自身によるコントロールを強くする必要があると考ええる。とくに今回導入された株主代表訴訟制度は、その本質である損害回復機能と違法行為抑止機能により、会社の損害を回復するのみではなく、経営者の違法行為をチェックし、会社の不祥事発生を防止するのに重要な役割を果たすことできると考える。ただ、今後の運用面においてこの制度をより活性化させるためには、原告株主の提訴要件の緩和、訴訟手数料の算定、勝訴の場合の補償填補、担保提供、和解、会社の訴訟参加など、さらに検討、整備しなければならない点が多い。

また、個人株主を重視すべきである。というのは、個人株主こそ利害に強い関心を持ち、会社経営に対して敏感に反応するから、会社経営に対してもよい影響を与えるのである。また、個人株主が増えれば、市場の機能が正常にな

り、株価による経営監視機能が有効に働くであろう。

さらに監査役の機能強化に期待したい。中国会社法では、監査役会は株主の代表と職員代表で構成しなければならぬことになっている（第五二条）。これは、株式会社の主権者は誰かという観点と従業員利益等をも考慮に入れる必要があるとする理念からである。このような監査役会は、資本の提供者である株主と労働力の提供者である従業員の双方の立場から会社経営を監視するもので、とかく独善や独走に陥りがちな業務執行機関を牽制する仕組みとして、株主のみによってメンバーが選ばれる監査役会よりも優れていると考える。

今後経済のグローバル化が一段と進展していく中で、中国企業は企業統治制度の一層の充実により、企業経営の健全性を高めてゆく必要がある。今後の中国の立法と実務の動向を見守って行きたい。

注

〔1〕二〇〇一年九月に中国証券監督管理委員会は「上場会社の企業統治の原則」（中国語では「上市公司治理准则」）を作成し、各方面へ意見を照会するためにそれを公表した。そして、二〇〇二年一月七日に意見照会を経た「原則」は、証監会と国家経済貿易委員会との連名で公布され

た。

〔2〕司法解釈とは、法律解釈の一つで、中国ではこれを立法解釈、行政解釈、司法解釈の三つに分類している。立法解釈は全国人民代表大会およびその常務委員会が、行政解釈は国務院が行うのに対し、司法解釈は最高人民法院および最高人民検察院が行うものを指している。本文は、最高人民法院が行う司法解釈を指す。

〔3〕一九九九年二月の初めての会社法改正では、第六七条「国有独资会社における監査役会の構成員は、国務院あるいは国務院から授権された機構・部門が派遣した人員により構成される」という条文を詳しく規定した。第二回の改正では、第二九条に第二項「ハイテクに属す株式会社の場合、発起人が工業所有権と非特許の技術による出資金額の会社登録資本金に占める比率、会社の新株発行、株上市場の申請条件は、国務院が別途に公布する」という条文が追加された。

〔4〕会社法改正は第一三二条第二項の「株式の発行価格は、額面を上回って設定できる。すなわち、額面を下回ることはできない。また、額面を超過する価格を株券の発行価格とするには、国務院証券管理部門の承認を得なければならぬ」という条文を削除した。

〔5〕二〇〇六年に大幅改正され、主にA規制緩和（①設立の規制緩和、②現物出資の割合の拡大、③定款自治の拡大、④一人会社の設立可能）、B企業統治の強化（⑤取締役や執行役の義務の明確化、⑥監査役会の機能強化、⑦上

場会社の独立取締役の設置義務)、C株主・債権者保護の強化(⑧少数株主の権利保護、⑨株主総会の累積投票、⑩株主代表訴訟、⑪支配株主の責任、⑫決議の無効確認・取消の訴え、⑬債権者の権利保護のための法人格否認)、Dその他(⑭投資、⑮担保提供の決議、⑯持分譲渡、⑰組織再編と清算規定、⑱労働者の権利保護等)についての規定が充実された。

〈6〉張紅『中国法における会社組織機構』大学教育出版社、二〇〇〇年、五九頁。

〈7〉虚偽情報の開示などの違法行為によつて役員損害賠償責任を追及する訴訟が株主によつて相次いで提起されていた。また二〇〇一年九月に最高人民法院は、インサイダー取引、詐欺、相場操縦などによつて引き起こされた証券民事訴訟をしばらく受理しないことに関する通達をも出した。

張紅「証券めぐる裁判例」射出矢好雄編『中国ビジネス重要判例解説』(日中企業法制研究会、商事法務、二〇〇〇年、五五―六一頁)。

〈8〉証監会とは、中国証券監督管理委員会の略称である。

〈9〉張紅「中国新会社法とその施行後の課題——会社の設立と組織機構」『月刊 監査役』二〇〇六年一〇月No. 一八、二八―二九頁。

〈10〉湯欣等著『控股股東法律規制比較研究』法律出版社、二〇〇六年、一九七頁。

〈11〉甘培忠『公司控制權的正当行使』法律出版社、二〇〇〇

六年、二五九頁。

〈12〉富青『公司權利与權力二元配置論』法律出版社、二〇一〇年、一六二頁。